

資 料 編

- 資料 1 江別市地域福祉計画策定経過
- 資料 2 市民アンケート調査概要
- 資料 3 社会福祉法（抜粋）
- 資料 4 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）
- 資料 5 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）
- 資料 6 江別市地域福祉計画（案）に関する市民意見
- 資料 7 用語解説

資料1 江別市地域福祉計画策定経過

(1) 策定経過

年	月	策定経過
令和6年	6月	第1回江別市社会福祉審議会 ・第5期江別市地域福祉計画の策定について ・地域福祉計画策定部会の設置について ・計画策定の概要について ・市民アンケート調査について
		第1回地域福祉計画策定委員会 ・部会長の選出 ・臨時委員の設置 ・計画策定の概要について ・市民アンケート調査について
	7月	第2回地域福祉計画策定部会 ・臨時委員の委嘱 ・第4期江別市地域福祉計画の現状分析について ・第5期計画の施策体系（案）について ・市民アンケート調査票（案）について
		市民アンケート調査の実施（実施期間7月16日～8月2日）
	10月	第3回地域福祉計画策定部会 ・市民アンケート調査結果について ・第5期計画骨子（案）について ・第5期計画施策展開（案）について
		第4回地域福祉計画策定部会 ・計画素案について
	11月	第2回江別市社会福祉審議会 ・委員の委嘱 ・計画素案について
	12月	パブリックコメントの募集（募集期間12月9日～1月9日）
令和7年	1月	パブリックコメントに4名の市民から応募を受理
	2月	第3回江別市社会福祉審議会 ・パブリックコメント（意見募集）実施結果について ・計画案について

(2) 江別市社会福祉審議会委員名簿

(任期：令和3年11月1日から令和6年10月31日)

区分	氏名	所属団体等	策定部会
社会福祉 に関する 事業等に 従事する者	◎工藤 祐三	江別市社会福祉協議会	
	○田尾 和夫	江別市民生委員児童委員連絡協議会	★
	森谷 良雄	江別市自治会連絡協議会	★
	阿部 実	江別市高齢者クラブ連合会	★
	小高 久子	江別市母子会	
	松村 昭二	江別身体障害者福祉協会	
	東 則子	NPO法人 江別手をつなぐ育成会	★
	河村 純子	江別市女性団体協議会	★
	菊本 美知子	江別市赤十字奉仕団	
	米内山 陽子	江別市子ども会育成連絡協議会	★部会長
	帆苅 祐一	NPO法人 江別あすか福祉会	
学識 経験者	那須 崇	江別市民間社会福祉施設連絡協議会	★
	大澤 真平	札幌学院大学	
	八巻 貴穂	北翔大学	★
	義平 大樹	酪農学園大学	
	今野 渉	江別医師会	
	高垣 智	江別商工会議所	
	内田 京	江別青年会議所	
	白井 真樹	江別市私立幼稚園連合会	
	酒谷 由美子	札幌薬剤師会江別支部	
公募に よる者	廣橋 賢	札幌歯科医師会江別支部	
	赤川 和子	市民公募	★
	五十嵐 友紀子	市民公募	★
臨時委員	増田 秀男	市民公募	★
	佐藤 貴史	江別市社会福祉協議会（江別市成年後見支援センター長）	★

(◎：会長、○：副会長、敬称略)

(任期：令和6年11月1日から令和9年10月31日)

区分	氏名	所属団体等	備考
社会福祉に関する事業等に 従事する者	◎工藤 祐三	江別市社会福祉協議会	
	田尾 和夫	江別市民生委員児童委員連絡協議会	
	森谷 良雄	江別市自治会連絡協議会	
	○藤田 政典	江別市高齢者クラブ連合会	
	小高 久子	江別市母子会	
	松村 昭二	江別身体障害者福祉協会	
	東 則子	NPO法人 江別手をつなぐ育成会	
	河村 純子	江別市女性団体協議会	
	菊本 美知子	江別市赤十字奉仕団	
	米内山 陽子	江別市子ども会育成連絡協議会	
	井川 達也	NPO法人 江別あすか福祉会	
	那須 崇	江別市民間社会福祉施設連絡協議会	
学識 経験者	大澤 真平	札幌学院大学	
	八巻 貴穂	北翔大学	
	義平 大樹	酪農学園大学	
	今野 渉	江別医師会	
	高垣 智	江別商工会議所	
	小町 通洋	江別青年会議所	
	村山 昭二	江別市私立幼稚園連合会	
	酒谷 由美子	札幌薬剤師会江別支部	
	廣橋 賢	札幌歯科医師会江別支部	
公募による者	五十嵐 友紀子	市民公募	
	忍 美佳	市民公募	
	藤岡 章一	市民公募	

(順不同・敬称略)

(3) 江別市社会福祉審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における社会福祉に関する基本的事項を調査、審議するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の趣旨に基づき、市長の諮問機関として江別市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置し、もって市民福祉の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に関する事業等に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のなかからこれを互選する。

2 会長は、審議会を代表し、議事、その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 審議会に次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。ただし、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

専門部会名	調査審議する事項
心身障がい者福祉専門部会	心身障がい者の福祉に関する事項
高齢者福祉専門部会	高齢者の福祉に関する事項
児童福祉専門部会	児童福祉に関する事項

2 部会は、審議会から付託され、又は委任された事項を審議するほか、会長が定める軽易な事項について処理することができる。

3 前項に規定するもののうち、審議会が部会に委任した事項は、部会の決議をもって審議会の決議にかえるものとする。ただし、部会長は、この決議事項をその都度会長に報告しなければならない。

4 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

5 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

6 部会長は、特別な事項を調査、審議する必要があると認めるときは、部会に諮り、臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、会長の推薦により市長が委嘱する。

8 臨時委員は、当該特別な事項の調査、審議が終了したときは、解任されるものとする。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、部会は部会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（規則への委任）

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に規則で定める。

資料２ 市民アンケート調査概要

（１）調査目的

第５期江別市地域福祉計画策定に係る基礎資料として、地域福祉のあり方に関する意見を反映させるため、市民を対象としたアンケート調査を実施。

（２）調査方法

【対象地区】江別市全域

【対象者数】江別市に居住する 18 歳以上の個人 3,000 名

【抽出方法】住民基本台帳から居住地・性別・年齢の構成比に配慮した層化無作為抽出

【調査方法】郵送配布・郵送回収またはオンライン回収

【調査時期】令和６年７月

（３）主な調査項目

- ・回答者の属性
- ・近所付き合いについて
- ・地域活動やボランティアについて
- ・日常生活での不安や悩みについて
- ・地域での生活について
- ・災害対策について
- ・成年後見制度について
- ・再犯防止について
- ・福祉行政について

（４）回収結果

	件 数	回収率
配布数	3,000	—
回収数	1,254	41.8%

【地区別の配布数、回収数】

地区別	配布数（票）	回収数（票）	回収率
江別地区	1,189	486	40.9%
野幌地区	1,075	428	39.8%
大麻地区	736	275	37.4%
その他		4	
無回答		61	
合計	3,000	1,254	41.8%

【性別別の配布数、回収数】

性別	配布数（票）	回収数（票）	回収率
男性	1,407	551	39.2%
女性	1,593	686	43.1%
答えたくない		7	
無回答		10	
合計	3,000	1,254	41.8%

【年齢別の配布数、回収数】

年齢別	配布数（票）	回収数（票）	回収率
29歳以下	357	79	22.1%
30歳代	342	104	30.4%
40歳代	427	159	37.2%
50歳代	490	186	38.0%
60歳代	504	233	46.2%
70歳以上	880	471	53.5%
無回答		22	
合計	3,000	1,254	41.8%

資料3 社会福祉法（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第10章 地域福祉の推進

第1節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

資料4 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

資料5 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

資料6 江別市地域福祉計画（案）に関する市民意見

第5期江別市地域福祉計画（案）について、市民意見の募集（パブリックコメント）を令和6年12月9日から令和7年1月9日まで実施したところ、4名の方から8件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見と、それに対する江別市の考え方は以下のとおりです。

（1）意見の募集結果

募 集 期 間	令和6年12月9日（月）から令和7年1月9日（木）
提 出 者 数	4名
提 出 件 数	8件

（2）意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況	件数
A	意見を受けて案に反映したもの	—
B	案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの	5
C	案に反映していないが、計画の展開にあたって参考等とするもの	—
D	案に取り入れなかったもの	—
E	その他の意見	3
合 計		8

(3) 意見及び江別市の考え方

*寄せられたご意見については、個人を特定できる箇所を除き、可能な限り原文のとおり掲載しています。

連番	意見の内容	市の考え方	区分
1	波のように押し寄せる感染症の流行で、お年寄りや障がい者の方が引きこもりがちになりやすい傾向はあると思います。地域福祉としてなすべきことは、そうした方々に対しての見守りです。干渉しない程度に健常者が福祉と関わる機会を設けるべきだと思います。	本計画（案）の基本目標2、基本施策5－①地域における連携体制づくりに記載のとおり、自治会や民生委員・児童委員、事業者や行政などが互いに連携するとともに、地域の住民が見守りなどの地域福祉に参画できるような仕組みづくりに努めます。 また、基本施策6－①担い手の掘り起こしの推進に記載のとおり、住民参加による地域福祉の担い手を掘り起こすため、継続的な意識啓発等に努めます。	B
2	【基本施策7】 地域のつながりが希薄になり、孤立化傾向がアンケートからも読み取れる。住まいの近いところにサロンや集える場所があるといいと思う。「通いの場」が179団体とのこと。増加と、情報の周知に工夫が必要ではないか。	本計画（案）の基本目標3、基本施策7－①地域のサロンや集いの場づくりに記載のとおり、身近な地域で交流できる居場所の充実、支えあいなどの関係づくりにつながるものであるため、地域の社会資源を活用して、多様な居場所づくりに努めます。 また、基本目標1、基本施策2－①福祉サービスについての情報提供の充実に記載のとおり、年齢等による情報の入手方法の違い等を考慮したうえで、多様な手法による情報提供に努めます。	B
3	【基本施策8】 認知症や障がいを抱えた人に対する啓発活動として、学校での福祉体験学習を定着させてほしい。高齢化社会は急激に進んでおり、一人でも多くの子が、身近な応援団となれば心強いです。	本計画（案）の基本目標3、基本施策7－②若年期からの福祉体験の促進に記載のとおり、小中高生を含めた若年層への啓発や体験活動などを通じて、意識の醸成に努めます。	B

連番	意見の内容	市の考え方	区分
4	【基本施策3】 自治会の見守り・支えあい活動のひとつに登下校時の見守りがあるが、協力者が減っている様子。子どもの安全のためにも、元気な高齢者に役割を担ってもらってはどうか。アンケートでは、機会があれば6割の人が参加意向を示している。「こども110番の家」の登録も増えてほしい。	本計画（案）の基本目標2、基本施策3－①自治会による地域福祉活動の推進及び基本施策6－①担い手の掘り起こしの推進に記載のとおり、地域活動に積極的に取り組む自治会活動の活性化を支援するとともに住民参加による地域福祉を継続していくため、担い手の掘り起こしための環境づくりを進めていきます。	B
5	施設や行政だのみだけではなく、自治会や町内の交流を盛んにする。 例えば、自治会の活動をアンケートなどで募集する。 ・読書会、映画会、神社祭、注連縄づくり、かるた大会、カラオケ大会など ・地域の公園でのバーベキュー、雪だるまづくり、落ち葉での焼き芋など、公園の活用を行う。	自治会の加入率が低下するなど、地域のつながりが弱くなっていることは、地域福祉に限らず、市政全体にとって大きな課題であると認識しております。	E
6	「第3章 計画の基本的な考え方」の前文において、江別市の最高規範である「自治基本条例」の基本理念である自治と協働を基本的な考え方として加える必要がある。第7次総合計画は、この自治基本条例に基づくものであり、自治基本条例の基本理念から説き起こされるべきである。	自治基本条例及び上位計画にあたる「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」を踏まえ、第5期地域福祉計画の基本理念を「みんなでつくる 支えあいのまち」としております。 自治と協働については基本的な考え方として含んでおり、この理念をもとに各基本目標・基本施策を展開しております。	B

連番	意見の内容	市の考え方	区分
7	「基本施策6 担い手の人材育成」では、ボランティアだけでなく、4大学が立地する江別市のメリットを生かす教育の場での人材育成促進と江別市での就職を促すとともに、福祉事業等で働く人の研修機会の拡充を図ることが必要である。また、市内で福祉事業等で働くことを希望する4大学の学生に奨学金を支給する制度を考えてみてはいかがか。	本計画(案)の基本目標3、基本施策7-③大学との連携促進に記載のとおり、市内の4つの大学には大学の知的資源を生かした地域課題の解決やボランティア等も含む学生の地域活動などによる大学と地域の連携が期待されます。 一方、各大学はそれぞれの特色を生かした教育により、さまざまな分野の人材を育成していることから、福祉分野に特化した人材育成を求めることは考えておりません。	E
8	この計画を審議するなど福祉行政に意見を言う江別市社会福祉審議会の構成が事業を提供する側が多数で、学識経験者も半数が事業者代表といえ、福祉の受け手である市民が26人中3人しかおらず、福祉の受け手当事者でないことから適切な当事者意見が反映されるものになっていないといえる。 市民公募者を増やすとともに、高齢者、青少年、障がい者、子育て世代など福祉の受け手である当事者をジャンル別に抽選で選ぶなどによって当事者の生の声を聴き、施策に反映されるよう充実を図る必要がある。 なお、市民アンケートだけでは具体的・現実的な実情が伝わらず理解されないのが現状であるといえる。 また、男女比の調整は市が直接指名する学識者、事業者で可能である。	パブリックコメントは、計画(案)の内容に対する意見を募集するものですので、今回のご意見は、今後の参考にさせていただきます。 なお、社会福祉審議会の委員につきましては、市民公募委員のほか、学識経験者、当事者団体や支援機関などの福祉に関わる団体から推薦された方で構成されており、江別市の福祉に関してさまざまな立場から審議する会となっています。 委員は市が直接指名するのではなく、各団体からの推薦に基づいており、市で男女比について調整することはできません。なお、令和6年の委員の改選時には市民公募委員については抽選で決定しております。 また、本計画の策定にあたっては、自治基本条例に基づき、市民アンケートのほか、社会福祉審議会内の地域福祉計画策定部会の審議や、パブリックコメントといった複数の手法で市民意見を反映させています。	E

資料7 用語解説

あ 行

※1 NPO（エヌピーオー）

NPOは NonProfit Organization の略語であり、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てることになります。

か 行

※2 居宅介護支援事業所（きょたくかいごしえんじぎょうしょ）

要介護認定などの各種申請や、介護サービスを利用する際に窓口となる事業所であり、居宅において、安心・安全に生活ができるよう、介護を必要とする方に合った介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切なサービスが受けられるように介護サービス事業者との連絡調整などを行います。

※3 くらしサポートセンターえべつ

生活保護受給に至る前の生活困窮者の生活の困りごとなどの相談を受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行う相談窓口です。

※4 傾聴（けいちょう）

聴き手が相手の話を聴くときに、相手の立場になってさまざまな思いや願い、不安などを共感して聴き、相手の話の内容を受容し、否定することなく、なぜそのようなことを考えるようになったのか関心を持って聴くことです。また、聴く側も自分の気持ちを大切にし、もし相手の話の内容にわからないところがあれば、そのままにせず聴きなおして内容を確認、相手に対しても自分に対しても真摯な態度で聴くことです。

※5 高齢化率（こうれいかりつ）

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のことをいいます。

※6 国勢調査（こくせいちょうさ）

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために、5年ごとに行われています。国勢調査の結果は、選挙区の画定、議員定数の基準、地方交付税交付金の算定の根拠となるなど、民主主義の基盤を成す統計を提供しています。

※7 子育て支援センター（こそだてしえんセンター）

保育士などの専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安などに対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携などにより、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設です。

※8 子ども発達支援センター（こどもはったつしえんセンター）

運動やことば、コミュニケーションなどの発達が気になる子どもや家族の相談を受け、必要な支援を行うための施設です。

さ 行

※9 自治会（じちかい）

一定の地域に住む住民が、親睦と交流を通じて住民同士のつながりやきずなを深め、地域におけるさまざまな問題を協力して解決し、住み良い豊かなまちづくりをするため、自主的に活動している住民の自治組織です。

※10 社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

社会福祉法に基づき設置された地域福祉の推進を目的とした民間の組織で、市民やボランティア、社会福祉関係者などの参加と協力を得て、地域の人々が安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、各種の福祉サービスやボランティア活動推進など、さまざまな福祉活動を行っています。

※11 障がい者支援センター（しょうがいしゃしえんセンター）

障がいのある方やその家族が日常生活を営む上での悩みを相談することで、不安を解消し、自立した社会生活を営むため、専任相談員による相談支援を行ったり、適切な支援機関につなげる相談窓口です。

※12 障害者就労相談支援事業（しょうがいしゃしゅうろうそудんしえんじぎょう）

就労や障がい福祉サービスの利用などを含む就労全般に係る相談を受ける相談支援員、及び相談者・家族・事業者などへの就労継続のアドバイスや職業巡回を行う定着支援員を配置し、障がいのある方やその家族並びに企業から就労全般に係る相談を総合的に受け、障がいのある方の社会的自立に向けた就労支援を行う事業です。

※13 障害者相談支援事業（しょうがいしゃそудんしえんじぎょう）

専任相談員が、障がいのある方やその家族からの相談を総合的に受け、日常生活を営む上での困りごとや不安を解消し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう相談支援を行ったり、適切な支援機関につなげる事業です。

※14 自立生活支援専門員（じりつせいかつしえんせんもんいん）

地域の社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（高齢や障がいにより、日常生活上の判断に不安がある方を対象に、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用手続や日常生活費管理を支援する事業）において、利用希望者・家族、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センターなどからの相談を受け付けて生活支援計画を策定したり、契約を締結するなどの業務を行うほか、実際に具体的な支援を行う「生活支援員」に助言・指導を行う人です。

※15 生活困窮者自立相談支援事業（せいかつこんきゅうしゃじりつそうだんしえんじぎょう）

生活保護受給に至る前の生活困窮者の生活の困りごとなどの相談を受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者の自立に向けた支援を行う事業です。

※16 生活支援員（せいかつしえんいん）

日常生活自立支援事業の契約締結後、生活支援計画に基づき定期的な支援を行う人です。生活支援員は、毎回の支援が終わった後、支援内容や利用者の様子、利用者から受けた相談などについて記録し、自立生活支援専門員などの職員に報告します。

※17 生活保護受給者（せいかつほごじゅきゅうしゃ）

生活保護制度（資産や能力、他法他施策などを活用してもなお生活に困窮する場合に、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度）の対象となり保護費を受給する人のことをいいます。

※18 精神障害者相談員設置事業（せいしんしょうがいしゃそうだんいんせっちじぎょう）

専任相談員が、精神障がいのある方やその家族からの相談を総合的に受け、障がいのある方の社会的自立に向けた支援、家族などの不安解消・負担軽減に向けた助言、日常的な困りごと、就労・教育、安全対策などさまざまなことに関する助言、障がい特性などに配慮した情報提供などを行う事業です。

※19 成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症の方、知的障がいや精神障がいのある方など、判断能力の不十分な方が財産管理（預貯金の管理、遺産分割など財産に関すること）や身上保護（介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所などの生活に関すること）について、契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り尊重しながら支援する制度で、各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人などが選任され対応します。

た 行

※20 ダブルケア

晩婚化・晩産化などを背景に、育児期にある方（世帯）が、親の介護も同時に担うことです。

※21 地域包括ケアシステム（ちいきほうかつケアシステム）

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスが提供される体制のことです。「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し連携しながら在宅の生活を支えています。

※22 地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんセンター）

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置しています。

な 行

※23 認知症（にんちしょう）

後天的かつ器質的な原因により、正常に発達した脳機能が低下し、日常生活・社会生活を営むことに支障が生じている状態のことをいいます。認知症にはさまざまな種類があり、記憶障がい、理解・判断力の低下などの中核症状と、その人の置かれている環境、人間関係や性格などによって起こる暴言・暴力、興奮、抑うつ、幻覚、妄想、徘徊などの行動・心理症状（BPSD）があります。

※24 年少人口率（ねんしょうじんこうりつ）

人口統計で、15歳未満の年少人口が総人口に占める割合のことをいいます。

は 行

※25 8050問題（はちまるごうまるもんだい）

従来から、ひきこもりの長期高年齢化は、親の高齢化につれて深刻な困窮に陥る可能性が指摘され、親が80代、子が50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰るなどして、これまで見えづらかった地域課題のことです。背景に、家族や本人の病気、親の介護、離職（リストラ）、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立の姿があります。

※26 パブリックコメント

市の重要な計画、方針などの要素を広く市民に公表して、市民から意見や情報を募集し、提出された意見などに対して、市の考え方を公表する手続きのことをいいます。

※27 バリアフリー

高齢者や障がいのある方が生活する上で、障壁（バリア）となるものを取り除くことです。

道路、建物、交通手段など物理的なものだけではなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なものも含めたすべての障壁をなくし、すべての方が自由に社会活動に参加できる社会を目指すという考え方です。

※28 避難行動要支援者避難支援制度（ひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんせいで）

高齢者や障がいのある方など、災害時に自力での避難が困難な方（「避難行動要支援者」といいます。）が避難の必要なときに孤立することを防ぐために、地域の中でふだんからの声かけや見守り活動などの体制づくりを行う制度です。従前は、「災害時要援護者避難支援制度」でしたが、法律の改正により、災害発生時においては市が把握しているすべての対象者情報について、本人の同意なしでも、避難支援する関係者に対して情報提供ができるようになりました。

※29 保健センター（ほけんセンター）

市民の健康の保持及び増進を図るための施設で、地域における母子保健・成人保健の拠点です。保健所とは異なり、市町村レベルでの健康づくりの場となります。

ま 行

※30 民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいいん）

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されています。民生委員は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき児童委員を兼ねることとされています。

※31 モニタリング

ケアプラン（サービス計画）に照らして状況把握を行い、利用者などに対して必要な支援サービス、いわゆるケアマネジメントが提供されているかどうか、状況の変化に応じた利用者のニーズが新たに発生していないかを調査・検討し、ケアプランなどの見直しを行うことです。

や 行

※32 ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。

※33 ユニバーサルデザイン

障がいの有無、性別、年齢、人種などに関わらず、多様な方が利用しやすい環境や商品などの設計のことです。

わ 行

※34 ワークキャンプ

市内在住・在学の高校生を対象に、市内社会福祉施設などの協力による介護体験や利用者との交流を通して、生きる尊さや支えあう心の大切さを学ぶことを目的に実施している事業です。

(50 音順)

第5期 江別市地域福祉計画

令和7（2025）年3月

発 行 江別市

編 集 江別市健康福祉部管理課

住 所 〒067-8674 江別市高砂町6番地

電 話 011-381-1090

FAX 011-381-1070

ホームページ <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>